

名古屋市社会的養育施設協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、名古屋市社会的養育施設協議会と称する。

(事務所)

第2条 事務所は本会の事務局長が所在する施設内におく。
事務局については、子ども福祉課の協力を得る。

(組 織)

第3条 本会は、名古屋市が設置または設置認可をした次の児童福祉施設等および児童相談所附一時保護所（以下「福祉施設」という。）ならびにこれらの関係者をもって組織する。

1. 乳児院
 2. 児童養護施設
 3. 児童自立支援施設
 4. 児童心理治療施設
 5. 自立援助ホーム
2. 前項に定めるもののほか、理事会の議決を経て特に希望するものの加入を認めることができる。

(目 的)

第4条 本会は、福祉施設入所児童等の養育向上と福祉増進を図るとともに、施設職員のより良い質の向上を目指し、人材育成と施設相互の連携と親睦を深めることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 福祉施設の運営並びに入所児童等の福祉に関する調査研究
2. 福祉施設の推進と広報
3. 福祉行事の共同実施
4. 福祉施設職員の研修と育成並びに親睦
5. その他福祉事業の発展を図るために必要な事業
6. 他の団体との共同事業

(役員及び定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

| | |
|---------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 2 名 |
| 会計責任者 | 1 名 |
| 事 務 局 長 | 1 名 |

| | |
|---------|-----|
| 部 長 | 3 名 |
| 常 任 理 事 | 若干名 |
| 監 事 | 2 名 |
| 理 事 | 若干名 |

(役員を選出および職務)

第7条 会長、副会長および監事は、理事の互選により定める。理事は、各福祉施設の長をもってこれにあてる。

2. 会長は、この会を代表し会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
4. 事務局長、部長及び会計責任者は、理事会の同意を得て、理事の中から会長が任命する。事務局長、部長及び会計責任者は、会長の命を受けて、会務の執行にあたる。
5. 常任理事は、理事会の同意を得て、理事の中から会長が任命する。常任理事会に事業部、研修部、広報部を設け、常任理事は、会長の命によりいずれかの部に属し、会務の企画および執行にあたる。

各部の所管する事項は、次のとおりとする。

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 事 業 部 | 児童育成事業および各種招待行事等に関する事 職員の福利厚生に関する事 |
| 研 修 部 | 職員の研修および人材育成に関する事 |
| 広 報 部 | 広報誌等の作成および寄付寄贈等の対応、啓発活動等に関する事 |

6. 監事は毎事業年度少なくとも1回以上会計経理の執行状況を監査し、その結果について理事会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(顧問および相談役)

第9条 本会に顧問および相談役をおくことができる。

2. 会長は、理事会の同意を得て、顧問及び相談役を委嘱する。
3. 顧問及び相談役は、会長の諮問に答えるとともに理事会に出席し意見を述べるができる。

(事務局)

第10条 本会に事務局をおく。事務局に事務局員を若干名おくことができる。事務局員は会長が委嘱する。

2. 事務局員は会長の命を受けて庶務および会計に従事する。

(理事会の議決事項)

第11条 理事は、理事会を組織し、次の事項を議決する。

1. 歳入歳出予算の議決および決算の認定
2. 特別会計の認定
3. 会則の改廃
4. その他重要事項

(理事会の招集)

第12条 理事会は必要に応じ会長が招集する。ただし、理事の3分の1以上から協議事項を示して請求があるときは、会長がこれを召集しなければならない。

(理事会の議長)

第13条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第14条 理事会は理事の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、同一議案について再度召集しても、なお過半数に達しないときは、出席者のみで開くことができる。

(議 決)

第15条 理事会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会 計)

第16条 本会の会計は、普通会計と特別会計とする。

2. 普通会計は、会費、助成金、分担金その他の収入をもってこれにあてる。
3. 会費は、各施設年額20,000円とする。
4. 特別会計は、特別寄付金、その他収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第17条 本会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

本会則は平成31年4月1日から施行する。

本会則の施行に伴って、昭和31年4月1日施行の名古屋市児童養護連絡協議会会則は廃止する。